

平成25年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

平成25年3月12日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		陳情の委員会付託
日程第 3	陳 情 第 7 号	T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書の提出に係る陳情（陳情審査報告）
日程第 4	発 議 第 1 号	豊頃町議会委員会条例の一部改正
日程第 5	発 議 第 2 号	豊頃町議会会議規則の一部改正
日程第 6	意見書案第 1 号	平成25年度地方財政対策に関する意見書
追加日程第1	意見書案第 2 号	T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書
日程第 7		委員会の閉会中の所掌事務及び所管事務調査の申し出（議会運営委員会、総務文教常任委員会）
日程第 8		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1 番 杉 野 好 行 君	2 番 松 崎 政 利 君
3 番 菅 谷 誠 君	4 番 森 一 彦 君
5 番 津久井 精 一 君	6 番 大 谷 友 則 君
7 番 長谷川 勝 夫 君	8 番 藤 田 博 規 君
9 番 小野木 英 毅 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	石 田 貢 君
教 育 委 員 長	前 川 啓 一 君
教 育 長	菅 原 裕 一 君
農 業 委 員 会 長	竹 下 昌 徳 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	山 本 芳 博 君
企 画 課 長	佐 藤 潤 君

住 民 課 長	吉 村 進 君
福 祉 課 長	高 井 伸 夫 君
産 業 課 長	金 川 正 次 君
施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 委 事 務 局 長	友 重 誠 一 君
教 委 教 育 課 長	柄 崎 明 久 君
子 育 て 支 援 所 長	高 倉 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	和 田 宏 樹 君
庶 務 係 長	木 村 ひとみ 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番長谷川勝夫議員及び8番藤田博規議員を指名します。

◎ 陳情の委員会付託

- 小野木議長 日程第2 陳情の委員会付託を行います。
本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。
陳情文書表を職員に朗読させます。
和田事務局長。
- 和田事務局長 陳情文書表。
受理番号7。
受理年月日、平成25年3月6日。
件名、TPP交渉参加断固阻止に関する意見書の提出に係る陳情。
陳情者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会執行委員長、永原初男。
付託委員会、産業厚生常任委員会。
以上です。
- 小野木議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。
暫時休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時25分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 陳情第7号

- 小野木議長 日程第3 陳情第7号TPP交渉参加断固阻止に関する意見書の提出に係る陳情についての件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

森産業厚生常任委員長。

●森産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第7号。

2、付託年月日。

平成25年3月12日。

3、件名。

T P P交渉参加断固阻止に関する意見書の提出に係る陳情。

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

政府はT P P交渉参加での経済連携を進めようとしているが、T P Pは関税を全て撤廃することが原則であり、我が国の食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済・社会への崩壊を招く恐れがある。また、第1次産業のみならず、様々な分野にも影響が及ぶ可能性があり、国民の生活の根幹にも関わる極めて重大な問題であることから、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎ 発議第 1 号

- 小野木議長 日程第 4 発議第 1 号豊頃町議会議員条例の一部改正についてを議題とします。
本案について、提出者の説明を求めます。

7 番長谷川勝夫議員。

- 7 番長谷川議員 発議第 1 号。

提出者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、賛成者、豊頃町議会議員津久井精一、同上、大谷友則、
同上、森一彦。

豊頃町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により
提出します。

提出の理由。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例中の関係規定を改正するもの
であります。

改正の内容については、発議説明書説明第 1 号により説明します。

特別委員の在任期間に関する規定を、第 5 条第 3 項に、委員の常任委員会への所属に関する規
定を第 7 条第 1 項として、それぞれ追加するものであります。

また、本条例の施行期日を、公布の日からとし、附則に定めるものであります。

以上。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、発議第 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 発議第 2 号

- 小野木議長 日程第 5 発議第 2 号豊頃町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番長谷川勝夫議員。

●7番長谷川議員 発議第2号。

提出者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、賛成者、豊頃町議会議員津久井精一、同上、大谷友則、同上、森一彦。

豊頃町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規則中の関係規定を改正するものであります。

改正の内容については、発議説明書説明第2号により説明します。

第17条第1項及び第73条第2項は、法改正に伴う規定中の条数の整理に係る改正。

公聴会の開催等に関する規定を第14章として、第117条から第122条までの6条を、参考人の招致等に関する規定を第15章として、第123条をそれぞれ追加。

第16章から第19章とする改正は、2章第7条が追加されたことにより、各章及び各条の繰り下げの改正であります。

また、本規則の施行期日を、公布の日からとし、附則に定めるものであります。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第1号

●小野木議長 日程第6 意見書案第1号平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出につ

いてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6 番大谷友則議員。

●6 番大谷友則議員 意見書案第 1 号。提出者、豊頃町議会議員大谷友則、賛成者、豊頃町議会議員菅谷誠、同上津久井精一、同上杉野好行。

平成 25 年度地方財政対策に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 25 年度地方財政対策に関する意見書。

平成 25 年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位の御尽力に対し敬意と感謝の意を表すところです。

しかしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすにもかかわらず、平成 25 年度税制改革大綱では地方の声が十分に反映されたものとは言えないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いています。

このような状況において、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上に厳しい財政事情から国に先駆けて、給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能及びどの地域に住む住民に一定の行政サービスが提供できる財源保障機能を見失った、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な対策です。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

よって、国は、今回のような措置を二度と繰り返さないように強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

●小野木議長 再開します。

お諮りします。

ただいま森一彦議員外4名から意見書案第2号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号を議事日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎ 意見書案第2号

●小野木議長 追加日程第1 意見書案第2号TPP交渉参加断固阻止に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番森一彦議員。

●4番森一彦議員 意見書案第2号。提出者、豊頃町議会議員森一彦、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上松崎政利、同上杉野好行。

TPP交渉参加断固阻止に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

TPP交渉参加断固阻止に関する意見書。

TPPは関税を全て撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、我が国の食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがある。

また、TPPは1次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にも関わる極めて重大な問題である。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、T P P協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてきた。

よって、政府はT P P交渉に関し、次のとおり対処することを強く要望する。

記。1、T P Pは1次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及び、国益を損なう極めて重大な問題であり、到底国民の合意を得られる問題ではないことから、政府は事前協議を含めた一切のT P P交渉参加に向けた取り組みを断念すること。

2、我が国の貿易の基本として、多様な農業の共存、林業・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置づけ、これに基づき、重要品目についての必要な国境措置を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●小野木議長 日程第7 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会及び総務文教常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第8 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 町長あいさつ

●小野木議長 ただいま宮口孝町長より発言の申し出がありました。これを許可します。

宮口孝町長。

●宮口町長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

私の任期も来る4月23日をもって、その任期が満了となります。

顧みますとこの4年間、自然災害は別といたしまして、大きな事故なく職員が一丸となって各事業に取り組み、順調に町政を進展させていただきました。これもひとえに議員各位の御支援、御理解、そして町民の協力の賜物であると深く感謝をしているところでございます。

御承知のとおり町政は健全財政のもと、町民の負託に応え、まちづくりが進んでおります。今後も職員が町民との触れ合いを大切にしながら、そして、議会の御示唆をいただきながら、さらなる協働のまちづくりが推し進められることを願っております。

結びになりますが、議員各位のさらなる御活躍と町政のますますの発展を念じ申し上げ、まことに簡単措辞ですけれども、お礼の御挨拶にかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございます。

●小野木議長 ありがとうございます。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これをもって、平成25年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前10時48分 閉会